

あかり便り

2019年5月号

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

いつもお世話になっております。

5月1日に、元号が平成から令和に変わります。

首相官邸での発表によれば、令和は、万葉集の「梅花の歌」から採用され、「春の訪れを告げ、見事に咲き誇る花のように、一人ひとりが明日への希望と共に、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたいとの願いを込め、決定した」とのことです。

それでは今月のあかり便りをお送り致します。



～インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



～5月の税務カレンダー～

5/10

3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5/31

3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知

自動車税の納付



～トピックス～

消費税率の引上げに伴う価格設定のガイドラインを公表

政府は、今年 10 月に予定されている消費税率 10%への引き上げに伴うガイドラインを公表しました。

それによりますと、「消費税還元セール」など消費税と直接関連した形での宣伝・広告はこれまで通り禁止としますが、「10月1日以降2%値下げ」などの表示で値下げすることは認める-としました。

価格の表示方法については、税込価格の表示（総額表示）を義務化している消費税法の特例として、「税抜価格を表示できる」との現行の特例措置に変更はありません。

表示する価格が税込価格と誤認されないために、個々の値札等において「円（税抜価格）」や「円（税別）」など税抜価格であることや、「当店（本チラシ）の価格は全て税抜表示になっております」など一括して税抜価格であることを明示すればよいとしております。

また、消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではないとして、これまで抑制を求めてきた消費税引上げ分以上に値上げする「便乗値上げ」も容認する模様です。

これは、企業の経営判断で柔軟な価格設定を可能にし、増税前後の駆け込み購入や反動減による消費の急激な落ち込みを防ぐ狙いがあるとみられております。

指針では、「消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税率引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されているが、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではない。例えば、『10月1日以降%値下げ』、『10月1日以降%ポイント付与』などと表示することは問題ない」と明示しております。

中小・小規模小売事業者に対しては、今年 10 月の消費税率引き上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援等を行うことにより、中小・小規模小売事業者は、消費税率引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定ができる幅が広がるようになりますが、事実を反して、増税前に「今だけお得」といった形で駆け込み購入をおこなう行為は、景品表示法に違反する可能性があるかと警告しております。

< 情報提供：エヌピー通信社 >